



REASP

®

洋上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方について

2 0 2 3 年 1 1 月 6 日

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会



1. 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）について
2. はじめに
3. 事業の予見可能性に係る意見
4. 地域との連携に係る意見
5. 経過措置に係る意見
6. 情報管理に係る意見
7. 新制度の実施体制に係る意見
8. EEZでの洋上風力発電事業の実施に向けて



REASP

1. 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会(REASP)について



協会の目的

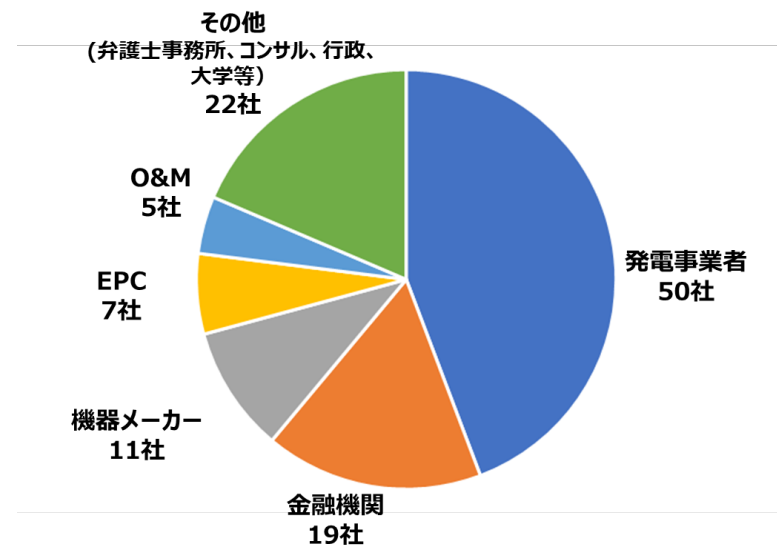
日本における主力電源としての再生可能エネルギー発電を長期安定的な電源として普及促進し、エネルギー安全保障の強化と国民生活水準の向上に寄与するため、事業者団体として、再生可能エネルギー事業の継続と将来に向けて安価でクリーンな電力供給を目指す。



設立年・会員数

2019年**12**月設立

114社（2023年11月現在、賛助会員5団体含む）



会員構成



理事会社

東急不動産（株）、オリックス（株）、リニューアブル・ジャパン（株）、
ジャパン・リニューアブル・エナジー（株）、東芝エネルギーシステムズ（株）



1. 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会(REASP)について



洋上風力委員会

- 洋上風力発電の導入促進にあたっての**政策、制度、技術面の課題及び対応策**の整理
- 浮体式洋上風力発電の早期普及拡大に向けた検討



長期電源開発委員会

- 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題（電力市場の在り方、パネルリパワリング、パネルリユース/リサイクル、農地林野活用、再生可能エネルギー併設蓄電池等）の検討



電源安定化委員会

- 再生可能エネルギー大量導入時の**電源安定化**に関する課題の解決
- 再生可能エネルギーの系統連系に必要な**調整力の活用**方法の検討



電源活用委員会

- **エネルギーの地産地消**や**地域の脱炭素化**に向けた地域創生モデルの検討
- **地域との共生の在り方**の検討

■新制度に対するスタンス

- 洋上風力発電事業における環境影響評価制度の在り方については、先般の検討会でとりまとめられた制度の大枠にて、一貫した考え方に基づいた国主導での環境影響評価が行えるものと考えられ、**REASPとして概ね好意的に受け止めている。**
- 一方で、現行の環境影響評価法と新制度の関係性を含め、現状議論が十分なされておらず、**詳細が不明瞭または未定**である事項も存在すると考える。本ヒアリングにおいては、**制度設計において今後議論・検討いただきたい点**を情報共有とともに意見として述べる。

3. 事業の予見可能性

- 新制度における環境影響評価手続の時間軸が示されていないため、事業検討を行っている海域の運転開始時期までのスケジュールを見通すことができない状況である。
 - 国は環境影響評価設計書の実施主体であり、環境影響に関する情報や知見を有していることから、これらの環境影響評価（特に審査）に要する期間の短縮を図れる方策を検討いただきたい。
 - 各工程で現行制度とどのような差異が出るのかによって事業の予見可能性に影響がある。事業者が実施するよりも工数が増大しないよう留意いただきたい。
 - 再エネ海域利用法との連携の側面も併せて整理いただきたい。
- 事業の予見可能性を高めるためには、手戻りが発生しないよう、想定される事業形態の概略を設定した上で現地調査の設計が必要である。
 - 現地調査地点や頻度を設定するためには、設計書段階における風車諸元及び配置の条件設定が重要である。

4. 地域との連携

- 環境影響評価の関係自治体と法定協議会の範囲（対象）が一致しないことも想定されるため、関係者間で情報共有をしていただきたい。
→一般的に環境影響評価の関係自治体は法定協議会の構成自治体よりも広く、法定協議会構成員以外の自治体が入るような場合も想定される。

5. 経過措置

- 既に事業者が環境影響評価に着手している海域における取り扱いを明確に定めていただきたい。

6. 情報管理

- 適切に事業性を検討するために、事業者選定公募前に国が把握している現地調査結果（生データ等も含む）及び事業リスク等、全ての情報の開示を行う仕組みが必要である。
- モニタリングデータの一元管理について、事業固有の企業秘密情報も含まれる可能性があることから、情報管理体制（図書データ、生データ等公開情報の種類、公開範囲等）の構築を先行することが必要である。

7. 新制度の実施体制

- 環境に配慮した風力発電の導入目標を達成するためには、環境影響評価に係る実務者の人員確保及び技術の向上が不可欠である。
- 特に促進区域指定の前提となる地域との合意形成に必要な環境ファシリテーターが必要ではないか。
- 今後、環境影響評価に係る人材が不足し、環境影響評価手続きに要する期間の長期化が懸念される。

8. EEZでの洋上風力発電事業の実施に向けて

- IFC基準に基づいてアセス手続きがなされているか（国際的なアセス手法から逸脱していないか） 金融機関等から確認を求められる場合がある。
 - 合致していない場合、現状は事業者が不足分の調査を実施せざるを得ない状況である。
 - EEZでの洋上風力発電事業の実施に向けて、UNCLOS等との整合を図る方針となっているが、IFC基準との整合も改めて確認いただきたい。

※ IFC基準

国際金融公社（IFC）パフォーマンススタンダードを指す。公害防止や自然保護に加え、プロジェクトにより影響を受ける地域住民や労働者の人権保護のための基準であり、構成する8項目の中に「環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理」が挙げられている。

<https://www.ifc.org/en/insights-reports/2012/ifc-performance-standards>